

# 令和4年4月1日より「成人祝金」の名称が 「20歳祝金」に変更となりました

民法の一部改正(令和4年4月1日施行)により、成年年齢を20歳から18歳に引き下げられた後も引き続き、共済対象者(会員)が満20歳に達したときに祝金を給付することを明確にするため、令和4年4月1日より成人祝金の名称を**20歳祝金**(読み方:はたちいわいきん)へ改正いたしました。それに伴い、**申請様式(第11号様式:川崎市勤労者福祉共済給付金請求書)**も**変更**となりましたので、今後の各種申請につきましては、新様式によりご申請いただきますようお願いいたします。

## 変更の概要

### 1. 令和3年度からの変更点

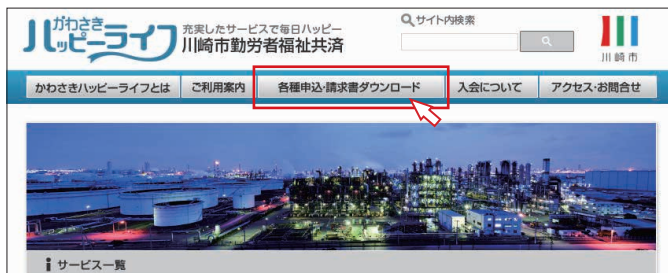
- **変更となるのは名称のみ**です。**給付金額や給付対象者等の給付条件の変更はございません。**
- 名称の変更に伴い、**川崎市勤労者福祉共済給付金請求書(第11号様式)も変更**となりますが、その他の様式の変更はございません。

### 2. 旧様式(第11号様式)での申請について

- 令和4年4月1日以降申請分から新様式を適用しておりますが、当面の間、令和3年度の様式での申請も受付できます。  
※令和2年度までの様式でご申請いただいた場合は、再作成を依頼する場合があります。
- 事由発生日が令和3年度内の申請書でも新様式で受付します。

### 3. 事務手続様式データについて

- 共済ホームページからダウンロードできます。



川崎 共済

検索



### 4. 不明点について

- その他、ご不明点につきましては、共済までお問合せください。